

顧問報酬

人員	報酬月額
4人以下	20,000
5人～9人	30,000
10人～19人	40,000
20人～29人	50,000
30人～39人	60,000
40人～49人	70,000
50人～69人	800,000
70人～99	100,000
100人～149人	120,000
150人以上	別途相談

注 人員は事業主(役員を含む)、従業員、パート、臨時社員等を含む

顧問報酬に含まれる業務		
I 労働基準法関係		
	・各種労使協定作成・届出	
	・労務管理の相談・指導	
	・労働条件問題	
	・雇用契約	
	・年休	
	・労働時間	
	・残業	
	・賃金	
	・その他	
	・退職	
	・解雇	
	・その他	
II 雇用保険法関係		
	・被保険者資格取得・喪失等手続	
	離職票・離職証明書等	
	・雇用保険に係る各種変更届	
	・事業主氏名、住所、等変更届	
	・事業所名称、叙在地、事業の種類等変更届	
	・代理人選任(又は解任)届	
		等
	・雇用保険適用・給付手続	
	・被保険者に関する届	
	・転勤届	
	・氏名変更届	
	・被保険者証再交付届	
	・休業開始時賃金証明	
	・給付関係	
	・失業等給付	
	・育児休業給付金	
	・介護休業給付金	
	・高年齢雇用継続基本給付金	
		等
	・雇用管理に関する相談・指導等	

Ⅲ 労災保険法関係			
	・労災保険給付		
		・療養(補償)給付	
		・休業(補償)給付	
		・傷病(補償)給付	
		・障害(補償)給付	
		・介護(補償)給付	
		・遺族(補償)給付	
		・葬祭給付(葬祭料)	
			等
	・労災保険に関する相談・指導等		
Ⅳ 労働保険法関係			
	・労働保険料年度更新申告手続		
	・労働保険に関する相談・指導等		
			等
Ⅴ 社会保険法関係			
	・資格取得・喪失届		
	・育児休業等取得申出書		
	・被保険者氏名変更届		
	・報酬月額算定基礎届(定時決定)		
	・報酬月額変更届(随時改定)		
	・被保険者賞与支払届		
	・健康保険任意継続被保険者資格取得申出届		
	・被扶養者(異動)届		
	・その他		
			等
	・保険給付手続		
		・傷病給付	
		・療養給付	
		・療養費	
		・傷病手当金	
		・高額療養費	
		・出産育児一時金	
		・出産手当金	
		・埋葬料(埋葬費)	
		・その他	
			等
	・その他社会保険に関する相談・指導		
Ⅵ 安全衛生法関係			
	・管理者等選任・報告	(一般)	
	(一般)	・総括安全衛生管理者	
		・安全管理者	
		・衛生管理者	
		・安全衛生推進者	
		・衛生推進者	
		・産業医	
		・作業主任者	
		・安全委員会	
		・衛生委員会	
		・安全衛生委員会	
	(建設業・造船業)	・統括安全衛生責任者	
		・統括安全衛生責任者	
		・元方安全衛生管理者	
		・安全衛生責任者	
		・店社安全衛生管理者	
			等
	・その他安全衛生に関する相談・指導		

手続報酬	(顧問報酬に含まれない報酬)		
・業務のうち書類作成及び申請・提出等の業務を個別に受注した場合に受ける報酬			
労働保険関係			
	・労働保険適用事業所設置(又は廃止)届		50000
	・労働保険新規適用・廃止届		50000
社会保険関係			
	・社会保険新規適用届		50000
規程等			
	・就業規則		
		作成	200,000
		変更	100,000
		検討・チェック	協議
	・賃金規程		
		作成	100,000
		変更	50,000
		検討・チェック	協議
	・退職金規程		
		作成	100,000
		変更	50,000
		検討・チェック	協議
	・旅費規程等		
	・役員関係規程等		
		作成	50,000
		検討・チェック	協議
	・安全衛生関係等規程		
		作成	100,000
		変更	50,000
		検討・チェック	協議
	・その他規程等		協議
助成金関係			
	基準額(着手時)		50,000
	報酬額(受給時)		受給額の10%
給料計算業務			
	月額		
	基本料		
	50人未満		20,000
	50人以上		30,000
	人数割		
	1人毎		500
ただし 給料計算用勤怠時間データは、企業側の集計を基に計算する場合の報酬			
集計から行う場合は、別途協議			
その他業務			
	都度協議		